令和3年度 第2回 自然再生専門家会議

OECMの概要及び検討状況

令和4年1月28日

OECM とは? o₂

2010年の生物多様性条約(CBD)第10回締約国会議(COP10)で採択された「愛知目標」の【目標11】で、「2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10% | を保全するための達成手段のひとつ として掲げられた。

○ 愛知目標



₩略目標C

生態系、種及び遺伝子の多様性を保護することにより、生物多様性の状況を改善する。

【目標11】

2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段(OECM: Other Effective area-based Conservation Measures)を通じて保全され、また、より広域の陸上景観や海洋景観に統合される。

(環境省による仮訳)

OECM とは? %

OECMの国際的な定義

2018年に開催された生物多様性条約COP14において、 OECMの定義が以下のとおり採択された。 [決定14/8]



保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、 適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、 生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で 統治・管理されているもの。

自然環境保全基本方針 (令和2年3月閣議決定) におけるOECMの位置づけ

自然環境保全基本方針では、自然環境保全法 (昭和47年法律第85号) を始めとする各種の関係制度を総合的に運用することとしている。

・民間等の取組により保全が図られている地域や保全を目的としない管理が結果として 自然環境を守ることにも貢献している地域(OECM)については、そうした民間等の 取組を促進するとともに、保護地域を核として連結性を強化することにより、広域的で 強靱な生態系のネットワーク化を図り、生物多様性の保全を推進することとしている。

保護地域とOECMのイメージ



我が国における保護地域とOECMの概念整理とそれらの役割(イメージ) ● 生態系ネットワークの確保 生物多 物多樣 →保護地域の保全機能の強化、 気候変動等の影響に対する強靱性 保護地域 様性 地図情報の管理・共有による生態系ネットワーク 修性保全 の可視化 \mathcal{O} 長 が主 期的 自的 既存の土地利用・管理の継続の促進 な域 →生物多様性の保全、 内 調整サービスや文化的サービスの享受 保全 企業やNGO等の価値の向上 **OECM** →ESG投資等の評価への反映 一に貢献 生物多様 地域の資産としての認知、利用、支援 多様な主体の連携・協働 す 地方公共団体等の生物多様性保全の成果指標 る 性保全が主 地 国内: 一目的 ● 国土の効率的・計画的な利用 献 地域循環共生圏の構築、里山未来拠点の形成 でな な 国際: 地 ● 国際パートナーシップによる保全・連携の推進 ポスト2020生物多様性枠組、SDGsへの貢献

民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域

「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」は、 例えば、

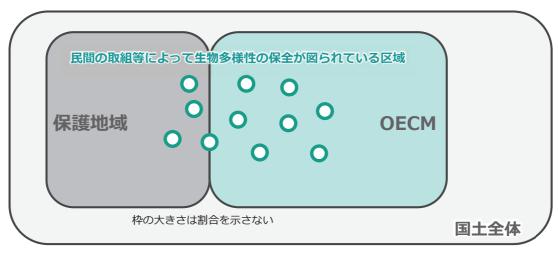
企業の森、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ビオトープ、 自然観察の森、里地里山、森林施業地、水源の森、社寺林、 文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、屋敷林、緑道、 都市内の緑地、風致保全の樹林、都市内の公園、ゴルフ場、スキー場、 研究機関の森林、環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の森林、 遊水池、河川敷、水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林、建物の屋上、 試験・訓練のための草原・・・

といったエリアのうち、

※四角の大きさは割合を表さない

企業、団体・個人、自治体による様々な取組によって、本来目的に関わらず 生物多様性の保全が図られている区域を想定

国が自然共生エリアとして個別認定する仕組み @



※イメージ

これらのエリアを「自然共生エリア」(案)と呼ぶこととする。

■ポイント

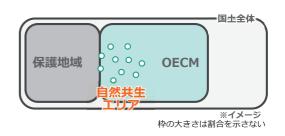
自然をイメージする単語、人との関係を表す単語、エリアベースであることを表す単語を組み合わせた。

6

国が自然共生エリアとして個別認定する仕組み •

OECMや自然共生エリアの全体の整理に先駆けて、 自然共生エリアの個別認定スキーム※を検討

> ※企業、団体・個人、自治体から 申請を受けて、国が認定する仕組み





生物多様性条約(CBD)

保護地域との重複を除外した部分を登録





保護地域との重複を除外した部分を国別報告書で提出(目標達成度)

認定主体:環境省





認定基準の明確化

申請主体:企業、団体・個人、自治体を想定

国が自然共生エリアとして個別認定する仕組み @

WD-OECMに登録するOECMの全体像イメージ

- a) 自然共生エリア
- a-1) 個別エリアの環境省認定
 - a-2) 団体との連携協定
- b) 関係省庁と調整・整理

- a) 自然共生エリア(沿岸(干潟等)) 個別エリアの環境省認定
- b) 関係省庁と調整・整理(沖合、海底)

保護地域との重複部分をのぞく

陸域

<u>海 域</u>

個別認定スキームを先駆けて検討している理由

- ➤ TNFDの動きなどを踏まえ、企業が生物多様性の保全に貢献していることを定量的に 評価するためのスキームを早期に整備するため
- ▶ 個別のエリアを対象としたスキームを先行させ、基準を明確化することにより、 今後検討を要する上記a-2) や b) の整理を促進するため
- ▶ 自然資本の持続可能な利用などの評価・認定スキームを世界に先駆けて構築し、 発信するため

8

「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」の認定基準(案)

- 1. 境界・名称に関する基準
 - 1. 境界・名称
- 2. ガバナンス・管理に関する基準
 - 2.1. 管理権限
 - 2.1.1 管理権限の存在
 - 2.1.2 管理の衡平性
 - 2.2. 管理措置
 - 2.2.1 管理措置
 - 2.2.2 管理体制の長期継続性
- 3. 生物多様性の価値に関する基準
 - 3. 生物多様性の価値
- 4. 管理による保全効果に関する基準
 - 4.1 管理の有効性
 - 4.2 モニタリングと評価

「自然共生エリア」の個別認定体制の考え方

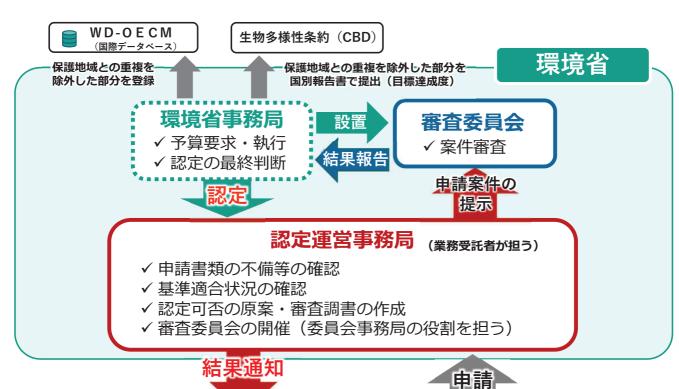
≻当面は国直轄で試行的に対応

- ✓ 実際の認定によって制度を改善する必要性
 - ・当面は、認定業務を試行し、課題点等を洗い出し、制度改善を図っていく。
- ✓ 制度運用の知見の蓄積の必要性
 - ・将来的に国以外の機関が認定を担うにしても、その適切な運用及び監督のため、 国で知見を蓄積し、認定ガイドライン等を作成。
- ✓ 認定を受ける側のインセンティブ
 - ·2023年の100地域認定、及びその後のスタートダッシュを図るためには、 当面は無償で(認定料を取らずに予算措置で)、国において認定を促す必要。
- > 知見の蓄積後、国以外の機関への認定業務移譲 の可能性も含めて再検討

10

国直轄で試行的に行う個別認定体制イメージ

▶以下の体制で、申請区域の審査・認定、WD-OECMへの登録等を実施。



検討スケジュール(案)

域 **以**季

海 域

検討会における昨年度の検討

- 我が国における保護地域とOECMの概念とそれらの役割
- □ R2年度第2回検討会にて「次年度以降、認定の基準、 体制、情報システムなどの具体の議論を進める旨」を 事務局から説明

今後のスケジュール(予定)

R3(2021)年度

- 「自然共生エリア」認定の仕組みについて検討
- 認定の仕組みの施行に必要な認定基準の策定

R4(2022)年度

「自然共生エリア」認定の仕組みを試行 (試行を通じて認定基準の見直しや認定体制のあり方の 整理などを実施)

※個別認定以外の仕組みによるOECMについて検討

R5(2023)年度

「自然共生エリア」の個別認定を正式に開始予定

R3(2021)年度

考え方、方向性について整理

R4(2022)年度

「自然共生エリア」認定の基準を検討 (検討状況によって、陸と同一の認定の仕組みを試行し、 認定基準の見直しを行う)

※個別認定以外の仕組みによるOECMについて検討

R5(2023)年度

「自然共生エリア」の個別認定を正式に開始予定

R5 (2023) 年中に100地域の先行認定を目標

OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業





【令和4年度予算(案) 130百万円(新規)】

30by30達成に向けて、官民連携で健全な生態系の回復と連結を推進することにより、気候変動対策にも貢献します。

- ① 生物多様性の重要度や管理手法、保全活動の貢献度の「見える化」を推進し、民間による保全活動を活性化させます。 ② 民間等の管理エリアにおけるOECM認定を促進することで、30by30達成に向けて保全地域の設定を加速化させます。 1. 事業目的
 - (OECM:保護地域以外の生物多様性保全に資する区域 30by30:2030年までに陸・海の30%を保護・保全する世界目標) ③ 気候変動緩和策とも連携しながら、生態系ネットワーク構築に必要なエリアにおいて生態系の健全な回復を推進します。

2. 事業内容

「G7自然協約(30by30)」や「国連生態系回復の10年」、「2050年 カーボンニュートラル」等を踏まえ、本事業では以下の取組を行います。

- ▶ 生物多様性について、保全活動エリアの把握から活動効果の評価ま で、一気通貫に「見える化」できる仕組みを構築します。
- ▶ OECM認定を加速化するため、民間等が管理するエリアにおいて、管 理計画の作成やモニタリング手法の検討を行う調査事業を実施しま す。また、認定の仕組みを試行的に運用し、課題抽出・改善等を行い ます。
- ▶ 生態系ネットワーク構築のため、生態系回復が必要なエリアにおいて 生物多様性保全と炭素吸収の最適化といった気候変動対策を踏まえた 生態系回復手法を構築します。

3. 事業スキーム

請負事業 ■事業形態

■請負先 民間事業者・団体、大学、研究機関

■実施期間 令和4年度~

4. 事業のイメージ

生物多様性の

「見える化」

生物多様性重要度

④貢献度が見える!

よる保全活動の成果に

よって重要度が変化。

貢献度の見える化。

OECM化· 生態系回復に

生物多様性ヒートマップより重要度が地図化。

色の濃淡によって保全活動の効果的 なエリアが分かる。

②情報収集できる!管理手法が分かる!

エリア毎に適切な管理情報を提供、 ガイダンスに従い簡単に管理計画を作成。

③保全活動を実施!

①重要度が分かる!

~保全活動を支える2つの事業~

A. OECM認定加速化事業

- 管理計画の作成
- モニタリング手法の検討
- 認定の仕組みの試行的運用による課 題抽出・改善等

B. 健全な生態系回復調査事業

気候変動対策を踏まえた生態系 回復手法をパターン毎に検証

民間の保全活動が企業価値として評価。 (ESG投資対象、事業の優先採択等、企業のメリットへ)

